既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を 取得している場合

かし

・環境省令で定める特例の対象となる廃棄物に該当する場合 一般廃棄物処理 届出で足りることとしている。 一般廃棄物を処理するにあたり、 施設設置許可を要せず 当歌

一般廃棄物処理施設としての) 事前の届出



都道府県実施 受理書の交付

一般廃棄物処理施設としての 使用開始

> 般廃棄物処理施設と しての供用開始の30日 暫までに掘出

非常災害のために必要な応急措置の 場合は、処理開始後の届出でも可

非常災害により生じた廃棄物を処理するため、市町村から委 託を受けてその一般廃棄物を処理する施設を設置する場合 民間事業者等であっても市町村が設置する場合と同様 に届出で足りることとしている。

処理の委託 災害廃棄物

法第9条の3の3の特例

設置事業者等が実施 届出書等の 公衆への縦覧

田田

施設維持管理計画

設置



当該届出を受理した

ゼ

日から30日以内に限り、 計画の変更又は廃止を

命ずることができる。

内容が技術上の基準に 適合しないと認めるとき

田岡

都道府県知事は、

使用開始

設置場所の市町村の<u>条例</u> 2公衆への縦覧・意見書提 出の<u>対象施設・期間等</u>は で定める

生活環境影響調査の 等を添付

提案に対する環境省の考え

処理施設の許可制の意義

ていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあり、施設そ のものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあるため、その<u>設置に</u>)廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保され ついては許可制としている。

法第15条の2の5の趣旨

- ○法第15条の2の5は、既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得し ている者に処理施設の設置許可の取得を二重に求めることは合理的ではないことから、 一定の場合について許可手続の合理化措置として規定。
- ブラウン管ガラスの溶融施設や廃石膏ボード破砕施設は、産業廃棄物処理施設の設置 許可の対象ではなく、本条で規定する特例の対象とはならない。

災害時における特例措置の活用

- の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府 ○平成27年の法改正により災害廃棄物の処理に関して、市町村から災害廃棄物の処分 県知事への届出で足りることとした(法第9条の3の3)。
-)環境省として、本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的 な周知や助言等の活動を行っていく。

教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成21年4月から導入。

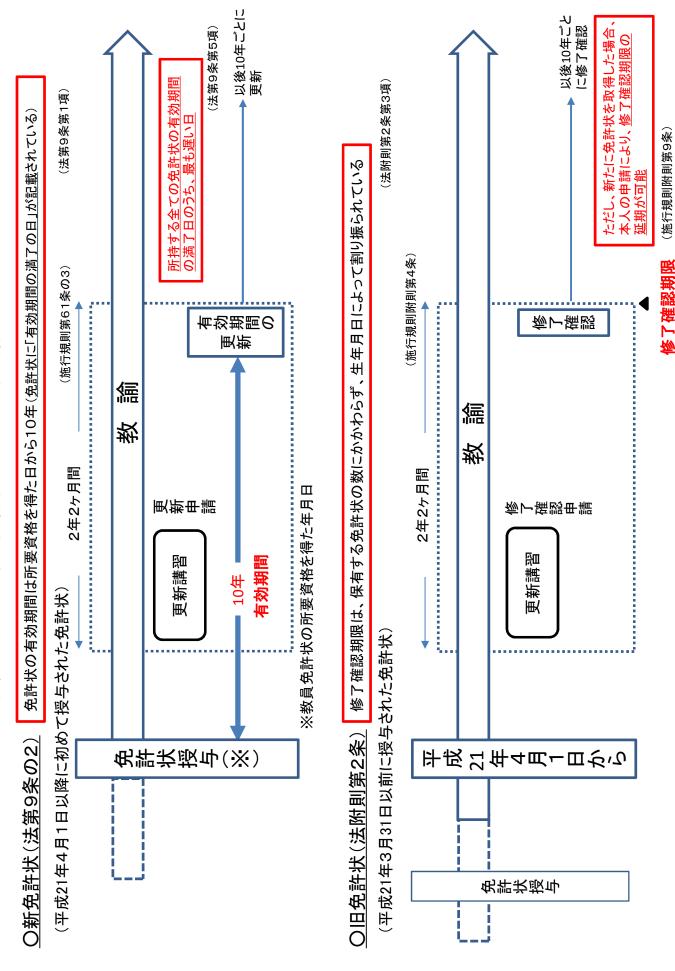
Ⅱ. 制度の概要

- ・2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要となる。
- ・現職教員等が、定められた期間に所定の手続を行わなかった場合、その者の 免許状は失効する。
- 免許状の有効期間:10年間
 - ※ただし、平成21年4月1日よりも前に授与された教員免許状については、従前どおり有効期間は定められないが、当該免許状を所持する者が現職教員の場合、新免許状と同様に、10年ごとに免許状更新講習を受講すること等が必要。

Ⅲ. 免許状更新講習

- (1)開設者
 - •大学
 - ・都道府県等の教育委員会 など
- (2)内容
 - ①<u>必修領域(6時間)</u> 受講者は、省令に定められた事項を網羅的に受講
 - ②<u>選択必修領域(6時間)</u> ※平成28年4月1日から導入 受講者は、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択 して受講
 - ③<u>選択領域(18時間)</u> 受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

教員免許状の有効期間及び修了確認期限について



新免許状と旧免許状の有効期間(修了確認期限)について

○新免許状の有効期間

- ・平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が 付されている。
- 新免許状所持者は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている。

○旧免許状の修了確認期限

- 平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧 免許状所持者という。
- この方は、平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いとなる。
- ・旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られている(下表)。

◇平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方

(栄養教諭免許状を持つ方を除く) の最初の修了確認期限

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間		次回の修了確認期限
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 昭和50年4月2日~昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日~平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)		平成33年3月31日
昭和31年4月2日~昭和32年4月1日 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 昭和51年4月2日~昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日~平成24年1月31日		平成34年3月31日
昭和32年4月2日~昭和33年4月1日 昭和42年4月2日~昭和43年4月1日 昭和52年4月2日~昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日~平成25年1月31日		平成35年3月31日
昭和33年4月2日~昭和34年4月1日 昭和43年4月2日~昭和44年4月1日 昭和53年4月2日~昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日~平成26年1月31日		平成36年3月31日
昭和34年4月2日~昭和35年4月1日 昭和44年4月2日~昭和45年4月1日 昭和54年4月2日~昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日~平成27年1月31日		平成37年3月31日
昭和35年4月2日~昭和36年4月1日 昭和45年4月2日~昭和46年4月1日 昭和55年4月2日~昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日~平成28年1月31日		平成38年3月31日
昭和36年4月2日~昭和37年4月1日 昭和46年4月2日~昭和47年4月1日 昭和56年4月2日~昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日~平成29年1月31日		平成39年3月31日
昭和37年4月2日~昭和38年4月1日 昭和47年4月2日~昭和48年4月1日 昭和57年4月2日~昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日~平成30年1月31日		平成40年3月31日
昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 昭和48年4月2日~昭和49年4月1日 昭和58年4月2日~昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日~平成31年1月31日		平成41年3月31日
昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和49年4月2日~昭和50年4月1日 昭和59年4月2日~	平成32年3月31日	平成30年2月1日~平成32年1月31日		平成42年3月31日
	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 昭和50年4月2日~昭和52年4月1日 昭和41年4月2日~昭和52年4月1日 昭和41年4月2日~昭和52年4月1日 昭和51年4月2日~昭和52年4月1日 昭和42年4月2日~昭和53年4月1日 昭和52年4月2日~昭和43年4月1日 昭和43年4月2日~昭和44年4月1日 昭和53年4月2日~昭和45年4月1日 昭和53年4月2日~昭和55年4月1日 昭和35年4月1日 昭和35年4月1日 昭和35年4月1日 昭和35年4月1日 昭和45年4月2日~昭和36年4月1日 昭和45年4月2日~昭和36年4月1日 昭和55年4月2日~昭和37年4月1日 昭和55年4月2日~昭和37年4月1日 昭和56年4月2日~昭和57年4月1日 昭和37年4月2日~昭和47年4月1日 昭和56年4月2日~昭和47年4月1日 昭和47年4月2日~昭和57年4月1日 昭和47年4月2日~昭和57年4月1日 昭和57年4月2日~昭和57年4月1日 昭和47年4月2日~昭和57年4月1日 昭和48年4月2日~昭和58年4月1日 昭和58年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和49年4月1日 昭和49年4月1日 昭和49年4月1日 昭和49年4月1日 昭和49年4月1日 田和49年4月1日 田和49年4月1日 田和49年4月1日 田和49年4月1日 田和49年4月1日	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 昭和50年4月2日~昭和51年4月1日 昭和31年4月2日~昭和32年4月1日 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 昭和51年4月2日~昭和42年4月1日 昭和51年4月2日~昭和33年4月1日 昭和42年4月2日~昭和43年4月1日 昭和52年4月2日~昭和43年4月1日 昭和52年4月2日~昭和43年4月1日 昭和53年4月1日 昭和53年4月2日~昭和45年4月1日 昭和53年4月2日~昭和45年4月1日 昭和34年4月2日~昭和45年4月1日 昭和54年4月2日~昭和45年4月1日 昭和54年4月2日~昭和45年4月1日 昭和55年4月2日~昭和45年4月1日 昭和55年4月1日 昭和55年4月1日 昭和46年4月2日~昭和46年4月1日 昭和55年4月1日 昭和55年4月1日 昭和56年4月2日~昭和47年4月1日 昭和56年4月2日~昭和47年4月1日 昭和56年4月1日 昭和56年4月1日 昭和57年4月2日~昭和48年4月1日 昭和57年4月2日~昭和48年4月1日 昭和47年4月2日~昭和48年4月1日 昭和57年4月2日~昭和48年4月1日 昭和57年4月2日~昭和48年4月1日 昭和57年4月2日~昭和58年4月1日 昭和38年4月2日~昭和39年4月1日 昭和48年4月2日~昭和59年4月1日 昭和48年4月2日~昭和59年4月1日 昭和48年4月2日~昭和49年4月1日 昭和49年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和49年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 昭和39年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和39年4月2日~昭和40年4月1日 田和39年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 中元50年4月1日 中元50年4月1日 田和49年4月2日~昭和40年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月2日~昭和50年4月1日 田和49年4月1日 田49年4月1日 田49年4月1日 田49年4月1日 田49年4月1日 日49年4月1日 日49年4月1日 日49年4月1日 日49年4月1日 日49年4月1日 日49年4月1日 日49年	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日

教員が所持する免許状及び有効期間(修了確認期限)等の一覧表示

教員免許更新制度の改善について(報告) 平成26年3月18日に教員免許更新制度の改善に係る検討会議により報告

※教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後5年を経過した場合に検討を加え 必要な措置を講ずることを規定されていることから検討がなされたもの

(抜粋)

第3章 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

第1節 免許状所持者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

第2項 改善の方向性

免許状所有者とともに、学校、採用者、免許管理者等が、<u>免許状所有者の免許状情報の</u> うち必要な事柄を一元的に把握し、簡便かつ的確に共有できる制度的仕組みの導入を 検討する必要がある。

第3項 具体的な改善方策

(イメージ)

◆教員免許状情報証明書(簡易検索システムの表示画面も同様の内容を表示)

▼ 秋天元間 内間 大田 内間 大田 内間 大田 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日									
教員免許状情報証明書									
教員免許状情報照合番号		000000							
氏名		00 00							
免許状有効期限 (修了確認期限)		平成〇年〇月〇日							
普通免許状 (旧制度)								
免許状の番号 教科		授与権者							
昭○中一普第○○号	社会	○○県教育委員会							
昭○高一普第○○号	公民	○○県教育委員会							
特別免許状(旧制度)		授与都道府県内のみ有効							
免許状の番号 教科		授与権者							
臨時免許状		授与都道府県内のみ3年間有効							
免許状の番号	教科	授与権者・有効期限							
昭○高臨第○○号	家庭	○○県教育委員会・平成○年○月○日							
備考									
平成○年○	月〇日 〇〇	○ 県教育委員会							

【新免許状に関する規定】

教育職員免許法 (昭和24年5月31日法律第147号)(抜粋)

(効力)

- 第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、 すべての都道府県(中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学 校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。)において効力を有する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を 得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若 しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなった日の属する年 度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状(免 許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除 く。)の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。
- 5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

(有効期間の更新及び延長)

- 第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
- 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

|教育職員免許法施行規則| (昭和29年10月27日文部省令第26号)(抜粋)|

第六十一条の三 免許法第九条の二第三項 に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

【旧免許状に関する規定】

教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)(抜粋)

附 則 (平成19年6月27日法律第98号) 抄

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二条 (前略)改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の 規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失 効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定に よる改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわら ず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに 授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。(後略)
- 3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - 一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者 の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を 経過していない旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。) 当該末日
 - 二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
 - 三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管 理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある ことについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
- 4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)(抜粋)

附 則 (平成20年3月31日文部科学省令第9号) 抄

第四条 改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

- 第五条 改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、次の各号に 掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - 一 平成二十三年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者(改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者をいう。以下同じ。) 平成二十三 年三月三十一日

- 二 平成二十四年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十四年三月三十一日
- 三 平成二十五年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十五年三月三十一日
- 四 平成二十六年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十六年三月三十一日
- 五 平成二十七年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十七年三月三十一日
- 六 平成二十八年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十八年三月三十一日
- 七 平成二十九年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成二十九年三月三十一日
- 八 平成三十年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所 持者 平成三十年三月三十一日
- 九 平成三十一年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状 所持者 平成三十一年三月三十一日
- 十 平成三十二年三月三十一日において、満三十五歳以下、満四十五歳又は満五十五歳である旧免 許状所持者 平成三十二年三月三十一日
- 2 栄養教諭の普通免許状を有する旧免許状所持者の改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - 一 平成十八年三月三十一日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成二 十八年三月三十一日
 - 二 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者 平成二十九年三月三十一日
 - 三 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者 平成三十年三月三十一日
 - 四 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与され た旧免許状所持者 平成三十一年三月三十一日
- 第六条 改正法附則第二条第三項第三号に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第七条

- 2 改正法附則第二条第四項後段に規定する文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
 - 一 改正法附則第二条第二項に規定する旧免許状所持現職教員(以下単に「旧免許状所持現職教員」 という。)が平成二十一年四月一日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
- 第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者(第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。)の申請により行うものとする。
 - 一 更新講習修了確認
 - 二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認
 - 三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期
 - 四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定

各種算定システム(健全化判断比率等、普通交付税、決算統計)の概要

< 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抄) >

健全化判断比率の公表等

という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表 前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率 毎年度、『 第3条 地方公共団体の長は、

しなければならない。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

資金不足比率の公表等

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書 類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。 第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、

3 第3条第3頃か5第7頃までの規定は、資金不足比率について準用する。

< 地方校付税法(抄) >

第4条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。 総務大臣の権限と責任

各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

第17条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。 4 (市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務

< 地方財政法(抄) >

地方財政の状況に関する報告)

第30条の2 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。 2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

重点番号51:財政健全化法に 判断比率

室の算定・報告の一元化(総務省)										
決算統計	地方財政法第30条の2	総務省		声	委託先 :民間事業者((株)日立製作所)	費用負担:全額総務省				
交付税	地方交付税法第4条、第17条	市町村分	都道府県(算定)、総務省(決定)	自	委託先 :地方公共団体情報システム機構	費用負担・都道府県及び総務省				
更梟		兴 普	見疑㈱							
健全化判断比率 資金不足比率	地方公共団体財政健全化法 第3条、第22条	地方団体		#						
算定根拠		法的根拠算定主体		システム有無		備考				
	普通交付税	健全化判断比率 普通交付税 決算統計 資金不足比率 地方公共団体財政健全化法 第3条、第22条 地方交付税法第4条、第17条 地方財政法第30条の2	健全化判断比率 普通交付税 共算統計 資金不足比率 地方公共団体財政健全化法 地方交付税法第4条、第17条 地方交付税法第4条、第17条 地方財政法第30条の2 第3条、第2条 都道府県分 市町村分 地方財政法第30条の2	健全化判断比率 資金不足比率 事1条、第22条 普通交付税 地方交付税法第4条、第17条 地方交付税法第4条、第17条 地方的政法第30条の2 算定根拠 第2定主体 第2定主体 第2定主体 第2定主体 第2定主体 第2位 都道府県分 総務省 本町村分 報道府県(算定)、総務省(決定) 総務省	健全化判断比率 資金不足比率 事1条、第2条 普通交付稅 地方公共団体財政健全化法 第3条、第22条 地方交付稅法第4条、第17条 地方的政法第30条の2 第22条 都道府県分 都道府県第4条、第17条 地方財政法第30条の2 第22条 都道府県分 都道府県(算定)、総務省(決定) 総務省 第22条 総務省 有 有	(建全化判断比率 資金不足比率 第3条、第2条 地方公共団体財政健全化法 第3条、第2条 地方公共団体財政健全化法 第3条、第2条 地方公共団体財政健全化法 都道府県分 中国公村税法第4条、第17条 中国公村税法第30条の2 第定土体 第2本有無 地方日本報 本計量所得 東連方公共団体情報システム機構 委託先:地方公共団体情報システム機構 委託先:比可2.共同所	(建全化判断比率 資金不足比率 第2点根地 地方公共団体財政健全化法 第22条 地方公村税法第4条、第17条 地方公村税法第4条、第17条 地方的政法第30条の2 第2主体 地方公共団体財政健全化法 第2主体 地方団体 地方団体 都道府県分 (第2)、総務省(決定) 相道府県(第定)、総務省(決定) 総務省 5ム有無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無			

、参考)地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

いたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する 旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されて 法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

健全段階

指標の整備と情報開示の徹底

負赤字比率、連結実質 実質公債費比率

フロー指標:実質赤字比率、 赤字比率、実質公債費

ストック指標:将来負担比率=公社· 三セク等を含めた実質的負債による 指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公 表

財政の早期健全化

自主的な改善努力による 財政健全化 財政健全化計画の策定(議会の議決) 外部監査の要求の義務付け

実施状況を毎年度議会に報告し公表

早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

国等の関与による確実な再生

財政再生計画の策定(議会の議決)、外部 監査の要求の義務付け

回 |画は、総務大臣に協議し、 を求めることができる 財政再生計画は、

災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 同意無]

収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可 [同意有]

財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

(財政悪化)

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

財政再生基準

早期健全化基準

市町村:20%

2%

道府県:

市町村:30%

市町村:16.25%~20%

市町村:11.25%~15% 道府県:3.75%

道府県:8.75%

35%

道府県:15%

実質赤字比率及び連結実質赤 字比率については、東京都の基準 は、別途設定されている。

東京都の基準についても、 40% %

3年間(平成21年度から平成23年 度)の経過的な基準(都道府県は 35%)を設けていた。 25% 20% 市区町村は 措置が設けられていた。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の

策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(公営企業ごと)

経営健全化基準 20%

都道府県·政令市:400%

市町村

25%

連結実質赤字比率 実質公債費比率 実質赤字比率 資金不足比率 **将来負担比**率